

魚津市告示第46号

魚津市空家リフォーム支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年3月29日

魚津市長 村椿 晃

魚津市空家リフォーム支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、魚津市空家リフォーム支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 魚津市空家・空地情報バンク設置要綱（平成19年魚津市告示第34号）第2条第1号に規定する空家等（空地を除く。）をいう。
- (2) 空家情報バンク 魚津市空家・空地情報バンク設置要綱第2条第2号に規定する情報バンクをいう。
- (3) 居住誘導区域 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項の規定に基づき本市が策定した魚津市立地適正化計画に定める居住を誘導すべき区域をいう。
- (4) 住宅 自ら居住する建築物をいう。
- (5) 事業所 店舗、事務所、営業所、従業員のための宿舎その他の販売、生産又はサービスの提供を行う施設をいう。
- (6) 併用住宅 住宅用の空間と事業所用の空間とが合わさって、一つの建物になっている住宅をいう。
- (7) リフォーム工事 建物の増改築工事、修繕工事又は補修工事をいう。
- (8) 市内事業者 市内に本社、支店、営業所等を有する事業者をいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、空家情報バンクに登録された空家を購入し、及び住宅又は

事業所にリフォーム工事をした者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、空家情報バンクに登録された空家を購入し空家のリフォーム工事をを行う者であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 規則附則第2項に規定する市税等を滞納していないこと。
- (2) 空家の売買契約日から1年を経過していないこと。
- (3) 2親等以内の親族以外から購入している空家であること。
- (4) 空家のリフォーム工事実施後3年以上、継続的に活用すること。
- (5) 補助金の交付対象となる空家が、魚津市サテライトオフィス設置促進助成金交付要綱(平成30年魚津市告示第103号)に基づく助成を受けていないこと。

2 事業所の開設の場合は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの事業を行う者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に基づく営業の許可又は届出を要する事業
- (2) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
- (3) 事業所に常時1人以上の従業員が配置されない事業
- (4) その他市長が補助金の目的に合致しないと認める事業

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費は、住宅又は事業所の開設にかかるリフォーム工事に要する費用とする。

2 前項に規定するリフォーム工事については、市内事業者と契約を締結して施工した場合に限り、補助金を交付するものとする。

3 併用住宅にリフォーム工事をする場合、補助対象経費を住宅用及び事業所用に分けるものとする。

4 補助金の交付は、補助対象空家1棟につき1回に限るものとする。

5 次に掲げるリフォーム工事の費用は、補助の対象としない。

- (1) 車庫、カーポート、物置等の設置工事
- (2) 門、塀その他の外構工事
- (3) 移動若しくは取り外しが可能な家具の購入若しくは設置又は家電製品の購入
- (4) 電話、インターネット等の配線工事
- (5) 公共事業の施行に伴う補償費の対象となる工事
- (6) 住宅又は事業所の開設以外を目的としたリフォーム工事
- (7) 国、県又は市が実施する同種の他の補助金の交付を受け、整備箇

所が当該補助の対象となる部分と重複する工事

(8) その他市長が補助の対象として適当でないと認める工事
(補助金の額等)

第6条 補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(認定の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象行為を実施する前に、魚津市空家リフォーム支援事業補助金認定申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 空家の位置図

(2) 空家の全景写真及び補助対象工事施工箇所の着工前の写真

(3) 工事見積書又は工事請負書の写し(工事内容が確認できるもの)

(4) 建物の登記事項証明書

(5) 申請者の個人情報の取得に関する承諾書(様式第2号)

(6) 事業内容が確認できる書類(事業所を開設する場合)

(7) 前各号に定める書類のほか、市長が必要と認めるもの

(認定の決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、認定の可否を決定し、その結果を魚津市空家リフォーム支援事業補助金認定決定(不認定)通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

(認定変更等)

第9条 前条の認定を受けた者(以下「認定者」という。)は、当該認定内容に変更があったときには、魚津市空家リフォーム支援事業補助金認定変更申請書(様式第4号)に変更内容の根拠書類を添付して、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、その結果を魚津市空家リフォーム支援事業補助金認定変更決定(不認定)通知書(様式第5号)により、当該認定者に通知するものとする。

(認定の取消し)

第10条 市長は、認定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、認定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 事業の内容を変更し、又は事業を中止しようとするとき。

(2) 第4条及び第5条に規定する要件を満たさないことが明らかにな

ったとき。

(3) 偽りその他不正の行為により認定を受けた場合

(4) その他市長が交付を不適切と認めた場合

(交付申請等)

第11条 認定者は、事業完了の日から起算して1月を経過する日又は事業の完了の日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、魚津市空家リフォーム支援事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費の内訳を明らかにする書類

(2) 補助対象経費に係る領収書の写し又は支払証明書

(3) 補助対象工事施工箇所の完成写真

(4) 居住した、又は居住することが確認できる書類(住宅用の場合)

(5) 開業届、商業法人登記事項証明書等の事業を開始することが確認できる書類(事業所用の場合)

(交付決定及び額の確定の通知)

第12条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付決定及び額の確定をし、当該認定者に対し魚津市空家リフォーム支援事業補助金交付決定兼額の確定通知書(様式第7号)により認定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の交付決定通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金の請求をしようとするときは、魚津市空家リフォーム支援事業補助金請求書(様式第8号)を、市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第14条 市長は、交付決定者が、次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請又は不正の行為により補助金の交付決定を受けたとき

。

(2) 第4条及び第5条に規定する要件を満たす見込みがなくなったとき。

(3) この要綱に違反する行為があったとき。

(4) 市長の指示に従わないとき。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が支払われているときは、当該交付決定者に対し、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に認定決定した者に対するこの告示の適用については、なお従前の例による。

(魚津市空家テレワーク環境整備促進補助金交付要綱の廃止)

3 魚津市空家テレワーク環境整備促進補助金交付要綱(令和4年魚津市告示第27号)は、廃止する。ただし、この告示の施行の日の前日までに、この告示による廃止前の空家テレワーク環境整備促進補助金交付要綱により交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

別表（第6条関係）

| 区 分 | 対 象 区 域 | 補 助 率 | 補 助 金 限 度 額 |
|---------|---------|-------|----------------|
| 住 宅 用 | 居住誘導区域内 | 1 / 2 | 70万円 |
| | 居住誘導区域外 | | 50万円 |
| 事 業 所 用 | 居住誘導区域内 | | 100万円 |
| | 居住誘導区域外 | | 80万円 |

備考

- 1 申請者が課税事業者である場合、補助対象経費には仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。）を含めないこと。
- 2 併用住宅にリフォーム工事をする場合は、住宅用の補助対象経費は住宅用区分、事業所用の補助対象経費は事業所用の区分を適用すること。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

魚津市空家リフォーム支援事業補助金認定申請書

魚津市長

あて

申請者 住所

氏名

電話番号

魚津市空家リフォーム支援事業補助金に係る事業の認定を受けたいので、魚津市空家リフォーム支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

| | | | |
|-----------------------------------------------|--------------------|---------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 1 | 空家の所在地 | 魚津市 | <input type="checkbox"/> 居住誘導区域内 |
| 2 | 空家情報バンク登録番号 | | |
| 3 | リフォーム後の用途 | <input type="checkbox"/> 住宅用 | <input type="checkbox"/> 事業所用 <input type="checkbox"/> 併用住宅用 |
| 4 | 施工期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | |
| 5 | 施工業者 | (業者名) (住所) | |
| 6 | 工事費の見積金額 | 住宅用 金 | 円 |
| | | 事業所用 金 | 円 |
| 7 | 市税等の納付状況 | <input type="checkbox"/> 滞納無し | <input type="checkbox"/> 滞納有り |
| 8 | この補助金申請履歴 | <input type="checkbox"/> 受けていない | <input type="checkbox"/> 受けている |
| 9 | 申請に関する審査のための個人情報取得 | <input type="checkbox"/> 同意する | <input type="checkbox"/> 同意しない ※注意事項参照 |
| <input type="checkbox"/> 申請書に記載した内容に虚偽はありません。 | | | |

【添付書類】

- 1 空家の位置図
- 2 空家の全景写真及び補助対象工事施工箇所の着工前の写真
- 3 工事見積書又は工事請負書の写し（工事内容が確認できるもの）
- 4 建物の登記事項証明書
- 5 申請者の個人情報の取得に関する承諾書（様式第2号）
- 6 事業内容が確認できる書類（事業所を開設する場合）
- 7 前各号に定める書類のほか、市長が必要と認めるもの

注意事項 同意しない場合は、市税等の納税証明書（世帯全員の滞納がないことを証するもの）及び空家の前所有者が2親等以内の親族ではないことが分かる書類を添付してください。

様式第2号（第7条関係）

申請者の個人情報の取得に関する承諾書

年度魚津市空家リフォーム支援事業補助金を申請するにあたり、私の市税等の納付状況及び空家の前所有者と申請者の関係等を確認することを承諾いたします。

年 月 日

魚津市長

あて

申請者 住所

氏名

補助対象空家所在地

市使用欄

上記の者については、下記のとおり確認いたしました。

記

| | 状況 | 確認日 | 確認者 |
|-------------|-----------------------------|-----|-----|
| 申請者 | 納付状況 | 税務課 | |
| | 滞納 有 ・ 無 滞納状況 () | | |
| 申請者と前所有者の関係 | 前所有者氏名 前所有者住所 | 市民課 | |
| | 2親等以内の親族の確認 該当する ・ 該当しない | | |

様式第3号（第8条関係）
魚津市指令 第 号

申請者 住所
氏名

魚津市空家リフォーム支援事業補助金認定決定（不認定）通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市空家リフォーム支援事業補助金に係る事業の認定申請について、次のとおり決定したので、魚津市空家リフォーム支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、通知します。

年 月 日

魚津市長



1 補助金の交付対象者の認定の可否

認定します。
(認定しません。)

2 対象経費 円

(認定しない理由)

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

魚津市長

あて

申請者 住所
氏名

魚津市空家リフォーム支援事業補助金認定変更申請書

年 月 日付けで認定を受けた魚津市空家リフォーム支援事業補助金について、下記のとおり申請内容に変更がありましたので、魚津市空家リフォーム支援事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 対象の種類

住宅用 事業所用 併用住宅

2 変更の内容

3 変更の理由

【添付書類】

変更の内容の根拠書類

様式第 5 号（第 9 条関係）
魚津市指令 第 号

申請者 住所
氏名

魚津市空家リフォーム支援事業補助金認定変更決定（不認定）通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市空家リフォーム支援事業補助金に係る認定内容の変更について、次のとおり決定したので、魚津市空家リフォーム支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、通知します。

年 月 日

魚津市長



1 認定の可否

認定します。
（認定しません。）

2 対象経費

円

（認定しない理由）

魚津市長

あて

申請者 住所
氏名
電話番号

魚津市空家リフォーム支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で認定を受けた魚津市空家リフォーム支援事業補助金について、魚津市空家リフォーム支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

| | |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 空家の所在地 | 魚津市 |
| 2 リフォーム後の用途 | <input type="checkbox"/> 住宅用 <input type="checkbox"/> 事業所用 <input type="checkbox"/> 併用住宅用 |
| 3 施行期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 4 施工業者 | (業者名) (住所) |
| 5 工事費の見積金額 | 住宅用 金 円 |
| | 事業所用 金 円 |

【添付書類】

- 1 補助対象経費の内訳を明らかにする書類
- 2 補助軽費に係る領収書の写し又は支払証明書
- 3 補助対象工事施工箇所の完成写真
- 4 居住した、又は居住することを確認できる書類（住宅用の場合）
- 5 開業届、商業法人登記事項証明書等の事業を開始することが確認できる書類（事業所用の場合）

様式第7号（第12条関係）
魚津市指令 第 号

申請者 住所
氏名

魚津市空家リフォーム支援事業補助金交付決定兼額の確定通知書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で認定した魚津市空家
リフォーム支援事業補助金については、魚津市空家リフォーム支援事業補助
金交付要綱第12条の規定により通知します。

年 月 日

魚津市長



1 交付の可否

交付します。

2 補助金額 金 円

様式第 8 号（第14条関係）

年 月 日

魚津市空家リフォーム支援事業補助金請求書

魚津市長 あて

申請者 住 所
氏 名

請求金額 金 円

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定を受けた魚津市空家リフォーム支援事業補助金として上記の金額を請求します。

なお、次の口座に振込願います。

※申請者名義の取扱金融機関名、口座番号等を記入してください。

| | | | | | | | | |
|-----------------|----------------|------|--|--|----------------|--|--|--|
| 取扱金融機関名 | 銀行 金庫 農協 | | | | 本店 支店 支所 | | | |
| | 金融機関コード | | | | 店舗コード | | | |
| 口座名義人 (預金者名) | フリガナ | | | | | | | |
| | 氏 名 | | | | | | | |
| 種 別 | 1 普通 | 口座番号 | | | | | | |
| | 2 当座 | | | | | | | |
| | 3 その他() | | | | | | | |